

苫小牧市民自治推進会議（令和7年度第1回）

開催日時 令和7年7月28日（月）午後6時00分～午後7時30分
開催場所 苫小牧市役所5階第二応接室
出席委員 中島会長、奥村副会長、中野委員、小野委員、長畑委員、溝渕委員、田坂委員
事務局 総合政策部長（山田）、協働・男女平等参画室長（茶谷）、市民自治推進主幹（吉田）、
協働・男女平等参画室副主幹（板垣）、協働・男女平等参画室主任主事（五十嵐）
報道機関 北海道新聞社、苫小牧民報社
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、令和7年度第1回苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。会議に先立ちまして、委嘱状交付式を行います。

それでは、町田副市長から順番に委嘱状を交付させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、その場で御起立をお願いします。

2 委嘱状交付式

【町田副市長から委員に委嘱状の交付】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、町田副市長より御挨拶を申し上げます。

3 副市長挨拶

【町田副市長から挨拶】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 大変恐縮ではございますが、町田副市長はここで退席させていただきますことを御了承願います。

【町田副市長退席】

4 委員紹介・事務局紹介

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、委員の皆様を御紹介させていただきたいと思いま

すが、私のほうでお名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、御起立の上、自己紹介を含めて一言、御挨拶を頂戴できればと存じます。

【現時点で出席している委員6名の紹介】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、次に、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局5名の紹介】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、会議に先立ちまして、苫小牧市民自治推進会議の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

5 会長・副会長の選出

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 本会議につきましては、苫小牧市民自治推進会議規則第3条第1項の規定により、推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとされていますので、皆様のなかからお決めいただきたいと思いますが、よろしければ事務局の方から一案を提示させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ただいま異議なしという発言をいただきましたので、事務局からご提案いたします。事務局案として、会長に中島委員を、副会長に奥村委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ありがとうございます。

それでは、会長を中島委員、副会長を奥村委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これからの進行を中島会長をお願いしたいと思います。会長、副会長は席の移動をお願いいたします。

中島会長、よろしく願いいたします。

●中島会長 それでは、これより令和7年度第1回市民自治推進会議を開催させていただきます。

会長に御推薦いただきました、中島と申します。力不足でまだ勉強不足の立場ですが皆さんと一緒に勉強しながら進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議次第に沿って議事に入らせていただきます。

6 議事

(1) 本会議の目的、所掌事項、会議規則等について

●中島会長 最初に、本会議の目的、所掌事項と会議規則等についてということで、議事（1）、本会議の目的、それから所掌の事項と会議規則等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） 会議次第6の（1）本会議の目的、所掌事項、会議規則等について御説明させていただきます。

皆様、お手元に「備付資料」と書いたフラットファイルをご用意いたしましたのでご覧ください。こちらは自治基本条例、市民参加条例、市民自治推進会議規則に関する資料をまとめてございます。こちらを備付資料としてご用意させていただいております。こちらの備付資料を基に、主要な部分を抜粋して説明させていただきます。

それでは、皆様、資料の1－（5）苫小牧市自治基本条例をご覧ください。苫小牧市自治基本条例の第8章に記載されているとおり、苫小牧市民自治推進会議は、自治基本条例に基づく機関ということになります。本会議の目的といたしましては、この条例の運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図ることということになっております。

なお、本条例の目的が第1章の第1条に明記されているので、読み上げさせていただきます。

第1条 「この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。」

つまり、この条例は、市民自治によるまちづくりの推進を図るために制定されたものでございます。

次に、本条例の2章に「まちづくりの基本原則」という記述がございますのでご説明いたします。次のページの第3条をご覧ください。

市民自治を推進する上で基本的な3つの原則を定めさせていただいております。1つ目が、情報共有の原則。2つ目が、市民参加の原則。3つ目が、協働の原則。本会議では様々な審議を行っていただくこととなりますが、皆様におかれましてはこの基本の3原則を踏まえた視点にて協議・判断をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、2枚めくっていただきまして見開き右のページ、第8章 苫小牧市民自治推進会議の第30条をご覧ください。第30条第1項には、本会議が、市長の附属機関であると定められております。附属機関とは、市長からの要請により、必要な審議、調査を行う機関のことをいまして、条例や法律が設置の根拠になっております。

第2項には、所掌事項である諮問について記載されておりますので読み上げさせていただきます。

「推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる」ということが定められております。「諮問」とは、市長がある事項に関して検討を依頼することをいいます。諮問があった場合には、本会議で協議・検討をしていただいた結果を答申という形で市へ回答していただくという流れになります。

最後に資料3－（1）苫小牧市民自治推進会議規則をご覧ください。こちらが本会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めている会議規則になっておりますので、主なものをご説明します。

第2条においては、本会議の委員構成について記載されており、公募に応じた者、市民活動団体が推薦する者、学識経験者等で組織されているということが定められています。

また、第4条第4項には、推進会議の会議は、公開するということが定められております。

このように、本会議の運営に関することや組織に関することは、この規則で大まかに定めさせていただいておりますので、機会があれば、この備付資料を見ていただければと思います。

備付資料は、会議の度にこちらでご用意いたします。じっくりご覧になりたい方はお持ち帰りいただいてもかまいませんが、次回の会議の際に持参していただくようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 今、担当から、本会議の目的等について、説明させていただきましたが、この市民自治推進会議の設置根拠ともなっている自治基本条例が制定された背景や、今回の議事の内容とこの審議会の関係等について、説明させていただきます。

一般的に、自治基本条例は、「まちづくりを進める上での基本的なルールを定めた条例」となっていることから、「自治体の憲法」と呼ばれることもある重要な位置づけの条例になります。

この条例がなぜ必要になったのかということですが、平成の初期までのまちづくりは、国が決めたルールによって、まちづくりを行っていましたが、地域によってまちの規模や環境が異なる上、人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズも多様化する中、国が決めたルールで地域の実情を無視してまちづくりを行うことに無駄が多くなってきて、そもそもうまくいかないといった状況になってきました。

そこで、地域の実情やニーズにあったまちづくりを行ったほうがより効果的・効率的に行政サービスを提供できるということから、地方分権といって国が持っていたまちづくりの権限を地方に移していくことになりました。1999年に地方分権を推進するために、地方分権一括法という法律が成立し、ここから、地方公共団体は、より自主的・自立的にまちづくりを行えるようになってきました。

今まで国から言われたとおりにまちづくりを進めていけばよかったのですが、今度は、自分たちの責任で自分たちが決定してまちづくりを行うことが求められるようになってきたため、自分たちのまちづくりを進めるための根幹となるルールを明確にしておいたほうが良い。ということから自治基本条例を制定することになりました。

次に市民自治の推進に向けたこれまでの取組についてですが、苫小牧市では、自治基本条例を平成19年4月に施行し、この条例の第5条に、「別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。」との規定があります。この規定は、市民自治のまちづくりを進めるため、市民が市政に参加する方法を制度として明らかにしようというもので、この規定を受け、苫小牧市市民参加条例という条例を平成20年に制定しました。

この条例に「市民参加手続」という市民が市政に参加する手法の一つが定められており、この後、担当から説明させていただきますが、議事（3）市民自治の取組状況の調査結果、1政策形成手続等実施状況、2市民からの意見募集実施状況、5苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等については、この市民参加条例に基づく、市民参加の取組の報告になります。

残りの、3協働事業実施状況、4審議会等実施状況の調査結果は、自治基本条例の第3条に規定されている情報共有、市民参加、協働といったまちづくりの原則に関係する取組の報告になります。

また、議事の（4）民間企業との連携協定の締結状況、（5）行政評価の結果についても、同様に協働の原則や情報共有の原則に関係する取組ということで、詳細については、議事のところで説明させていただきます。

そのほか、自治基本条例には、「4年を超えない期間ごとに条例の見直しを行う。」という規定がございまして、この見直しのときにも、市民自治のまちづくりを推進するための議論などを行ってきております。

直近では、令和4年度が条例の見直しの年でしたが、そのときには今、説明させていただいた情報共有、市民参加、協働の原則に沿って、市民自治のまちづくりを推進するための提言をこの審議会からいただいております。

情報共有に関することでは、令和3年4月から運用している苫小牧市防災行政無線（屋外スピーカー）がより有効に活用されるための方策について、市民参加に関することでは、オンラインを活用した審議会や住民説明会の取組について、協働の原則に関することでは、包括連携協定の更なる効果的な活用についての方策などについての提言をいただいたところです。

この審議会では、市民の皆様にも市政に関心を持ってもらう取組や、市政に参加しやすくなる環境整備、あるいは市民、企業等と一緒にまちづくりを行っていく方策など、市民自治のまちづくりを推進するための取組等について議論しているということになります。以上で説明を終わらせていただきます。

●中島会長 それでは、ただいまの説明に関して何か御質問等はございますか。おそらく、何を言っているのだろうという感じだと思いますが、すごくやるべきことが広いようにも見えて、でもなんかこんなことを発言していいのだろうかかってことが、これからきっといろいろ皆さんの頭の中で出てくるかと思えます。先日もちょっと事務局の方ともお話しましたが、本当に忌憚のない皆さんからの意見をこの場ですべて出していただいて、ちょっとあまりにも関係ないときには事務局の方から、それはちょっと違いますということを持ってもらうようにしますので、こんなこと言っているのかなとか駄目なのかなとかいうことをあまり考えずに、どうぞ皆さんの方からご質問等、あるいはご

意見等出していただければ活発な議論できるかなと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 会議及び会議録の取扱いについて

●中島会長 それでは、次の議題に進みたいと思いますので、(2) 会議及び会議録の取扱いについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） 会議及び会議録の取扱いについて御説明させていただきます。

なお、資料は印刷した紙の資料とタブレット内の電子データの両方をご用意しております。内容は同じものがございますので、どちらかお好きな方法で資料をご覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料 別紙1「苫小牧市民自治推進会議における会議及び会議録の取扱いについて」という資料をご覧ください。ページ番号は2ページです。こちらが事務局からの案ということになりまして、案を基にご審議をいただければと思います。

まず、会議についてご説明いたします。「1 会議について」でございますが、先ほど市民自治推進会議規則のご説明で簡単に触れさせていただきましたが、会議は公開することとなっております。

また、「2 委員名簿について」でございますが、お手元に委員名簿を用意させていただいております。こちらをホームページ等により公開させていただきたいと考えておりますのでご了承ください。内容に誤りがございましたら、会議終了後に職員にお申し出いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして会議録についてご説明いたします。「1 発言内容の記録について」でございますが、会議録は発言をそのまま記載して作成することを原則としますが、必要に応じて発言の要点をまとめて記載することとさせていただきたいと思います。

「2 発言者氏名について」でございますが、会議録には発言者の氏名を記載するというご提案させていただきたいと思います。

「3 補正について」でございますが、会議録の補正につきましては会議終了後から公表するまでの約10日間程度の間実施させていただきます。

「4 会議内容の公表方法について」でございますが、補正作業の終了後、苫小牧市ホームページで公表いたします。会議録には、協働・男女平等参画室の文責である旨を表記させていただきたいと思います。

以上で、会議及び会議録の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

●中島会長 ただいまの説明に関して何か御質問等はございますか。今の説明の中にもありましたけれども基本的にこの会議での発言は記録に残ることになりますので、ちょっと臆病になっ

てしまうところもあるかもしれないですけども、不適切な発言等があったときは、うまく表現を変えてもらうようになると思いますのでそこあまり気にせず、後ほど多分、議事録が皆さんのところに回るかと思えます。そのときにご自身の発言した趣旨と書き方がちょっと違うという場合については事務局の方に訂正依頼することができますので、よろしくお願ひします。ただそのときにお気をつけいただきたいのは、発言を撤回するような内容ですとか、後になって皆さんが見たときにあれこんな趣旨の話じゃなかったよねっていう誤解をされるような訂正をされると、ちょっと後ほど混乱してしまいますので、そこだけをちょっとご注意いただければというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。今の説明も含めて何かご質問ご意見等はござひますか。

●中野委員 以前試験的に行っているとお聞きしていた件ですが、会議を録画して映像を流したことがありましたよね。このことについては引き続きまた実施するという理解でよろしいですか。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） 録画配信等の試行実施のお話かと思ひます。そちらに関しては、今年の5月から10月まで試行実施期間ということで、会議の録画をしまして、会議の内容を広く傍聴できるよう、インターネット上に上げているということで、今も継続して取り組んでいるものでござひます。

●中島会長 そのほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今の話で、会議及び会議録の取扱いについては、原案のとおり取り扱いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(3) 市民自治の取組状況の調査結果について（令和6年度分）

●中島会長 では、次の議題に進みたいと思ひます。

(3)の市民自治の取組状況の調査結果についてということで、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） では、市民自治の取組状況の調査結果について説明いたします。資料の別紙2の市民自治の取組状況の調査結果についてご覧ください。ページ番号は3ページです。

別紙2の資料は、昨年度の実績を集約したものでござひます。

1 政策形成手続等実施状況についてでござひますが、令和6年度の政策形成手続の実施件数については、13件となっております。すべて市民参加条例に基づいて実施されております。詳細な内容は4ページに記載しております。

次に、2 市民からの意見募集実施状況についてでござひますが、令和6年度の市民からの意見を募集した件数については、16件となっております。内訳として、市民参加条例に基づくものが

11件、行政手続条例に基づくものが2件、任意で行ったものが3件となっております。詳細な内容は5ページに記載しております。

次に、3 協働事業実施状況でございますが、令和6年度に行われた共催事業につきましては、25件、実行委員会・協議会等については19件、その他の事業協力については16件、後援につきましては苫小牧市名義で後援しているものが142件、苫小牧市の教育委員会名義で後援しているものが220件、苫小牧市議会名義の後援が6件、合計で368件でございます。詳細な内容は6ページから18ページに記載しております。

次に、4 審議会等実施状況についてでございますが、附属機関は42機関、その他の機関については、36機関でございます。詳細な内容は19ページから24ページに記載しております。

最後に5 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等についてでございますが、こちらは1件ございました。詳細な内容は25ページに記載されております。

ご説明しました内容の詳細につきましては、説明は割愛させていただきますが、実施根拠となる市民参加条例についてご説明いたします。

「備付資料」の2－(3)「苫小牧市 市民参加条例」をご覧ください。

苫小牧市では、平成20年に制定した市民参加条例によって、市政運営への市民参加について、具体的な手続を保障しております。

第4条には該当する政策の立案等をしようとするときには市民参加手続として「政策形成手続」及び「市民意見提出手続」を実施することが規定されています。

1つ目の「政策形成手続」については、今行っている審議会のような場、住民説明会、対面で説明や意見交換を行う手続となっております。

2つ目の「市民意見提出手続」というのは、パブリックコメントと呼ばれる手続です。市が公表した政策案に対して市民が書面やメールなどで意見を提出していただきまして、市がそれぞれの意見に対して考え方や政策への反映方法などを明らかにして、意見と共に公表する手続のことをいいます。

この2つの手続は対象となる場合は必ず行う必要があります。

第5条には市民参加手続きの対象となる事項が記載されています。具体的な例を挙げると、主要な計画を定めるときや公共施設の使用料を定めるとき、建設費が高額な施設を建設するときなどとなります。

会議次第6の(3)市民自治の取組状況の調査結果についてのご報告及び市民参加条例についてのご説明は以上となります。

●中島会長 ありがとうございます。

難しい内容なのでついていくのが大変になってくると思いますが、何か御意見や御質問などはありますか。

●奥村副会長 1番から5番までの説明をお聞きしましたが、特に1番から4番は数字がたくさん出ていますよね13件とか16件とか、後援名義が368件とか4番になりますと、42機関とか36機関とかありますけども、これは多いのか、少ないのか。ここ3年ぐらいの中でどういう位置づけで、その背景、理由があれば教えてください。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 1番の政策形成手続等実施状況と2番の市民からの意見募集実施状況について、毎年件数は上下しますがおおむね件数としては似通った数値で推移しているのかなと思います。3番の協働事業実施状況につきましても例年行っているような協働事業が継続して行われている状況です。後援につきましてもかなり数が多いですが、大幅に変動することはない状況です。4番の審議会等実施状況につきましても、ほぼ同様の数値となっております。

●奥村副会長 わかりました。内容的に昨年度はこういう傾向が多かったとか、最近こういう傾向にあるよねとか、流れみたいなものがあれば教えてください。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） そうですね。各部署で皆さんにお示ししなければならない計画ですとか公共施設の建設などを控えている年は、政策形成手続きやパブリックコメントをやることとなりますので件数としては増えていく場合はあります。各部署で行うこういった計画が重なった年は、件数としては増えていくということです。

●奥村副会長 わかりました。ありがとうございます。

●中島会長 例年通りっていう言葉っていうのが悪いっていうのが当然あると私も思っていて、数が例年通りでも中身、例えばいろんな参加した年齢層がどう変化していったか。確かこれは昨年、一昨年あたりも話題に上がったと思いますけどやっぱり若者が物を言える街になっていかないといけないだろうと。ここ数年たまに話題にあがっているところだったかとは思いますが。そういったところが、内容が変化していきながら例年通りの数というように今後なっていくことがやっぱり望まれるのかなと。やはり先ほど自己紹介の中でも委員の方からお話ありましたが子供が育っていったときに、いい町で育ったなと思えるためには、やはりその若者が物を言える世の中っていうのはとっても大事になってくるのかなと思いますので、過去には何か高校生がいろいろと参加してくれたなんていう事例もあったかと思えます。そういったことから、若者が市政に興味を持ち、視点を持って政治に興味を持ち、国の運営に興味を持ちっていうふうになっていって、健全な社会になっていくのが理想なのかなっていうふうには僕自身も思っているんで、ぜひ、単純な例年通りということではなくて、ぜひ内容も見据えながら少しずつでも良い方向に変化できるように市の方も大変だとは思いますが、頑張ってくださいたいのと、先ほどの話題ともかぶりますが、実はそれは我々市民にとっても課される課題だと思います。我々市民も市のためにどんなことができるかということ、当たり前市が何かをパブリックコメント言ってきたからそれに対して言うだけではなくて、

もっと積極的なまちづくりの参加っていうものを促していくような施策も大事になってくるのかなと個人的には思っています。その他、皆さんから何かございますか。

●溝渕委員 はい。すいません到着が遅くなりました、溝渕と申します。どうぞよろしくお願ひします。

今のご質問いただいた分に合わせてなんですが、資料でも拝見していて最終的な目標をどこに持っていくのかということ、どの計画にどういうふうに位置付けられているか少しわかりませんが、ご説明をいただきたいと思います。おそらく、総合計画の方に紐づくのかなと思いましたが、ただ、総合計画の中ではそれほど指標がないので、総合計画策定前のアンケートを行っているのみなので、そうすると毎年その進捗状況をどのように見ていくのかっていう部分がありよくわからなかったところがあったので、過年度の検討の結果ですとか、そういうものを今後取り入れるとしたら急に来年度という話にはならないと思うので、どういったタイミングでそういう全体の目標設定としていくのかということをもう少し伺いできれば良いかなと思っておりました。以上です。

●中島会長 これは今お答えいただくということですか。

●溝渕委員 今もし教えていただけるようであれば、例えば数年かけてここに持っていくというような、先ほど会長がおっしゃられたように、若手の方々の参加率が上がるみたいなこととかが目標としてどこかに置かれているのか。今のところ協働の手法として共催とか後援というのが、ツールとしてはありますが、カウントするだけで、モニタリングになるのかどうかということ少しわからなかったところがあるので、その結果どこに、どういうビジョンにもっていかうとしているのかということちょっと知りたいという形です。

●中島会長 大変いいご質問だと思います。答えられる範囲で何かございますか。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ご質問ありがとうございます。まず溝渕委員からも少しお話いただきましたが、総合計画という市で最も上位の重要な計画がございますので、この計画の中でそれぞれの施策の目標値を定めているという形になっています。現在も総合計画の中では、令和5年から令和9年が、今の第7次基本計画というところにあたりますが、最終的に令和9年度の目標値というものを、施策ごとに定めておまして、まずは令和9年度の目標の達成に向けて各課が各施策の取組を進めているというような状況になっております。総合計画の中で、私どもが関係する「市民自治の推進」という項目がございます、その中で評価指標というものを設定していますけれども、「まちづくりに市民の声が十分反映されることへの市民満足度」ですとか、「市役所からの情報がよくわかることへの支援満足度」、そして「選挙についての啓発事業の参加延べ人数」、今この市民自治のところではこの3つが指標として設定されております。

ただ、ご指摘いただいたように、この市民満足度調査というものが毎年行われているものではな

く、総合計画を作るときに行っているものですから、毎年の満足度というのは、今現在わからないものです。総合計画の中では毎年の啓発を行った人数、毎年度、掲載しているというような状況ではありますが、苫小牧市については、選挙の投票率が非常に低いという課題もございます。そういった市政に興味を持ってもらって、選挙に投票してもらうという意識の醸成みたいなものが課題としてありますし、中島会長からもお話いただきましたが、若い人の声をどう拾って、まちづくりに反映させていくかっていう大きな課題もあります。

今回、議題の中には入れてはいませんが、私どもの部署で、そういった若者の声を聞く事業とかも今年度、新規で取り組むものもございまして、そういった事業を行いながら市民意識の醸成を進めていくというところで、まずは令和9年度の目標に向かってそれぞれの取組を行っていきたくと考えています。

●溝渕委員 はい。ありがとうございます。議事の（1）について、私が少し遅れてきたので恐縮ですが、所掌事項の中で、市民自治といったときには幅広く考えると男女共同参画ですとか若者参画等も入ってくると思うのですけれども、あくまで事業としては審議会的なものだとすると、諮問いただく部分というのは、本当にこの総合計画のその部分に該当するところのみという感じになるのか、もう少し幅広く意見交換する場であるのかという点はいかがでしょう。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） そうですね。この市民自治のまちづくりっていうのが結構捉え方によって幅広く捉えられるものだというふうに考えております。

自治基本条例の中のまちづくりの基本原則について説明させていただきましたが、市民参加、情報共有、協働というこの大きな3つの項目に関わる取組を進めていく中で、最終的に市民自治のまちづくりを推進していくというような、大きなところがありますが、最初に言ったように結構幅広く捉えると、いろいろなものがその取組として当てはめられるような可能性もありますので、私どもとしては広く捉えていいと考えております。

●中島会長 はい。ありがとうございます。その3つの柱っていうのを本当に捉え方次第で非常に広く捉えていくことは可能だと思います。ただ気をつけないと我々もあまりにも発散していくと、枝葉のところばかりの話になってしまって幹の話ができなくなってしまうというふうにはならないように我々自身も気を付けては行かなければいけないかなと。ただ、ポイントとなるのはやっぱり男女のこういったキーワード、それから子供、若い世代、こういったところは注目していいかなと私自身も思っています。選挙に関して言うと蛇足になりますけども、先日、参議院選挙がありましたけど、苫小牧高専で期日前投票を学生向けに開催することができまして、これも一つの進歩だなと。やっぱり学生の意識も上がったという事例もあります。こういった一つ一つの事例を積み重ねていくことがこれから大事になっていくのかなと思いますので、最近なんか基本的には意外とフレキシブルにいろんな話が出るような雰囲気にはなっていると思いますので、ぜひ思ったところは発言いただければと思います。

溝渕委員に自己紹介していただいております。改めて簡単に自己紹介をしていただけるとありがたいのですが、よろしいですか。

【溝渕委員の自己紹介】

●中島会長 ありがとうございます。大変頼もしい仲間が加わったと思いますので楽しみです。これからよろしく願いいたします。ありがとうございました。その他、この件に関しましてご質問等ないでしょうか？

(4) 民間企業との連携協定の締結状況について

●中島会長 それでは、議事の（４）、民間企業との連携協定の締結状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（板垣協働・男女平等参画室副主幹） 連携協定の締結状況について説明をさせていただきます。座ったままで失礼させていただきます。次第の6議事の（４）、民間企業との連携協定の締結状況について、タブレットの方は別紙3、別紙3-1、別紙3-2と続きます。別紙3の方にはこれまでの取組状況の件数を先にかかせていただいておりますが、まず別紙3-1についてです。

まず初めに、民間企業等との連携協定を一覧表にしておりますのでご覧ください。苫小牧市では、企業等とまちづくりに関して複数の分野にわたって連携協力しているものを包括連携協定、個別の分野で連携、協力をするものを個別連携協定と、それぞれ名をつけて締結しております。

まず、包括連携協定については昨年度より2件増えました。なじみ深い名前が出てくるかと思いますが、データセンターを苫東に進出させるソフトバンク株式会社様。あとは市内に41店舗ございます、セコマと呼んでいるセイコーマート株式会社と締結をさせていただきました。主な取組としては、ソフトバンク株式会社様におかれましては、連携協定前から、スマホに不慣れな方向けのスマホ教室を継続して、市内の商業施設や苫小牧市役所内において、AIの活用、DX化に向けて市に力を貸してくださるといった内容で結んでおります。

セイコーマートさんにつきましては市内に41店舗ございますので、市からのお知らせ、周知の協力をさせていただき、既に行いました苫小牧マラソンにおいて、ドリンクの提供なども行っていただいております。

また、続きまして、個別の連携協定につきましてはですが、苫小牧市の業務効率化に向けた取組を行う行政改革の推進に関する協定、市内の物件情報を有効活用する企業進出促進に関する協定、また行政からの情報発信等を行う協定と、3件増えております。またNo.47ですが、まちづくり推進に向けた三者協定が漏れていたため、今年度追加をしております。

次に、別紙3-2企業別の資料をご覧ください。包括連携協定の取組の実施状況について毎年行っておりますが、企業別のこの資料において令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年

間の中に、包括連携協定を締結している企業と、どのような取組を行ったかというのをまとめたものになります。先ほど、2件増えたというお話をしておりますが、ソフトバンク株式会社様と株式会社セコマ様につきましては3月末の締結となっておりますので、取組自体は令和7年度に入ってからとなっておりますので記載はございません。

令和6年度中については、取組が少ない企業様がありました。ヤマト運輸株式会社様、佐川急便株式会社様、三井住友海上火災保険株式会社様、この3社につきましては、今年度中に取組内容の見直しについて面談を行う予定です。なお既に、三井住友海上火災保険株式会社様につきましては、協議に入っております、来月から三井住友海上火災保険株式会社様で発行するリーフレットに、防災に関する内容の掲載をしていただけるということで、危機管理室と懇談をしています。また、これまでの内容の見直しを行い、新しい内容にするなど、現在進めております。残る2社、運送会社さんになりますが、支店長の転勤などでうまく引き継ぎができていないという情報を得ております。ただ、担当者様と連絡が取れておりますので、これから見直しの懇談をしていきたいと思っております。また、毎年行っております意見交換会ですが、今年度も行っていく予定ですので、そちらの方が終わりましたら、またこの推進会議の場で報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

●中島会長 はい。大変膨大な資料になったかと思いますが、これについて皆さんから何かご質問等ございませんでしょうか？

●奥村副会長 たくさんあって本当に大変だなと思います。最近金澤市長がよく新聞紙上で握手されている写真が出てきて、締結が増えているなっていうふうに思いますが、連携される企業の新規開拓されるポイントや方向性みたいなものがあるのかなのかっていうことと、包括連携の企業がたくさんありますがそれらの役割分担みたいなものがあるのかなのか、みたいなものがあればちょっと教えてください。

○事務局（板垣協働・男女平等参画室副主幹） 連携する企業の新規開拓ですけれども、包括連携協定につきましては、基本的には、企業様の方から社会貢献、地域貢献という形で市とこんな取組をしたいというお話を受けた上で、包括連携協定に向かっています。基本的には、お話をいただくだけではなく、いただいたものをもとにどんなことができるのかということをお話と私ども協働・男女平等参画室と各担当課と三者協議を行って、本当に取組ができるかどうかの内容を考えた上で、包括連携協定の締結式に持っていくというふうな流れにしております。一覧表はホームページでも公開させていただいております、明らかにこれはグループ会社なのではないかと思われる企業様も多いですけれども、実際私どもグループ会社として締結しませんかというお話は事前にさせていただいておりますが、やはりグループ会社の中でも、それぞれの会社ですっていうお話をいただいておりますので、それぞれの持ち味を生かしながら、連携内容を考えております。ホームページで公開しているものは大項目と言って総合計画に基づいた項目になっておりますので、ほとん

ど同じような項目内容で結んでいるようには見えませんが、その中には小項目という項目がありますので、ものすごく細かい内容で結んでいます。細かい分野はいろいろと似たり寄ったりのものにも感じられるかなと思いますが、実際は細かい項目で結ばせていただいていますので様々な分野で結んでいるのが包括連携協定ということになっております。個別になると、一つの部署、一つの内容で結んでいるというものになります。協働・男女平等参画室も実は個別の協定を結んでおまして、情報発信の分野になると個別の連携協定になったりもしていますので、そういった区分けをしていると思っていただければと思います。

●奥村副会長 ありがとうございます。市の方から企業に、包括連携協定をお願いするみたいな取組はないですか。

○事務局（板垣協働・男女平等参画室副主幹） 実はつい先日お声がけさせていただいている企業がありまして、取組の最中ですので、来年度、もしかするとご報告できるかなと思っていますが、そういったものもあります。

●中島会長 はい。ありがとうございます。今の最後の話は、おそらく決まってからでないで詳細はお話できないと思いますが、流れとしては市の方からもアプローチが今後あるということであれば、これは一歩前進なのかなというふうに捉えられるかと思います。この包括連携協定等に関しては、出来たときはすごくいいですけども、その後、取組内容の濃淡がはっきりと出てくることで、これも数年来ずっと話題に上がっていることなので、市の方もいろいろテコ入れをしていただけというのを先ほど聞いて嬉しいなというふうに僕も聞いていました。

またその特徴として、担当者、その締結を結んだ時の担当者はすごく熱くいろいろと考えてやってくれるけど担当者が転勤等でいなくなった退職等でいなくなったこの後がなかなか難しいという話も昨年市の方からもお話を聞いております。そういったところをうまく繋いでいくこともまた大事なことなのかなと思いますので、大変ご苦勞をおかけしますが、市のそれぞれの担当の方にもご活躍いただいて、締結をたくさん結んでいただければなというふうに思います。特にあの防災関係なんかでいろいろと締結たくさんあると思いますので、よろしく願いいたします。その他、皆さんの方からご質問追加、どうでしょうか？よろしいですか。

(5) 行政評価の結果について

●中島会長 それでは、次に進ませていただきます。

議事の（5）行政評価の結果についてということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 会議次第6の（5）行政評価の結果についてご説明させていただきます。

資料の別紙4、行政評価結果（概要）の資料をご覧ください。

初めに「行政評価とは何か」ということですが、行政評価は、行政機関が行っている事業など、行政の活動を評価し、結果を計画策定、予算編成などに活用することや、結果を市民に公表することで、情報共有を図る仕組みです。

苫小牧市では、「施策評価」と「事務事業評価」の二つを行政評価として実施しており、それぞれ、評価の目的、対象、方法は、資料に記載のとおり違いがあります。

次ページ（P2）の「総合計画と行政評価」をご覧ください。

総合計画は、資料の一番下に記載のとおり、苫小牧市のまちづくりの長期的な目標を示した、最も重要な計画で、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造になっています。

基本構想では、本市が目指す理想の都市を明らかにしており、その下の階層、基本計画は、基本構想で示す理想の都市を実現するための8つのまちづくりの運営方針や40の基本施策からなり、施策評価の対象としています。更にその下の階層、実施計画は、8つの運営方針、40の基本施策に紐づく、具体的な事業を明らかにしたもので、事務事業評価の対象としています。

次のページ（P3）事務事業評価の活用（イメージ）をご覧ください。

事務事業評価の活用は、大きくは次の2つになります。一つ目は、「決算審査特別委員会における審議の参考資料」です。毎年、決算委員会というものが行われています。この決算委員会は、市の前年度の「予算は適正に使われたのか」、「収入と支出の状況はどうだったのか」などを議会の中で審査いただく委員会となっています。

事務事業評価は、事業の予算・決算額のほか、事業の内容、課題、今後の方向性などが記載されており、決算委員会の審議の参考資料として活用されています。

二つ目は、決算分析・事務事業の見直し・次年度の予算編成になります。実施した事業は、費用に見合った効果が得られたのか、どのような課題があったのかなど、各課が自分たちの実施した事業を振り返り、事業を見直すことで、より効果的で効率的な事業となるよう活用しています。

次ページから、今年度実施した施策評価と事務事業評価の結果の一覧となっておりますので、後ほど、ご確認いただければと思います。

行政評価については、A評価、B評価など高評価が多いから良いということではなく、自分たちが行った事業の結果をしっかりと振り返り、改善を図っていくこと、そして、市が行っている活動を市民に広く知っていただくということが重要と考えています。

行政評価の結果については、毎年、市ホームページでの公開のほか、各公共施設へ、冊子の設置を行っています。

この行政評価は、各担当課による自己評価となっておりますので、職員以外の第三者の視点、市民目線で見えていただけて、何か気になることがあればご意見をいただきたいということで、今回、委員の皆様へ説明させていただいたところです。

ただ、この施策と事務事業を併せると評価対象が約450あって、冊子になると600ページを超える資料となります。これをすべて見てくださいますというのは、現実的ではありませんので、例えば、自分は、環境の分野に興味があるから環境に関する事業を見てみるとか、教育に関心があるから、

教育に関する事業を見てみる。あるいは、予算額が大きい事業が気になるとか、委員の皆様が興味・関心のあるものとか、得意な分野、気になる事業を見ていただければと思っております。

行政評価の本編は、後日、市ホームページ上で、委員の皆様が確認できるようにしたいと思っております。また、紙で見たいという委員がいらっしゃいましたら、申し出いただければ冊子をお渡ししたいと思います。ご意見用紙を後日、送付させていただきますので、何か気になることがあれば、意見用紙に記入をお願いします。

最後に今回、行政評価の結果概要を資料として配布させていただいておりますが、最終版では、若干数値の修正があるかもしれませんので、ご了承ください。

●中島会長 はい、ありがとうございます。これは確か去年からですか、膨大な資料が出てきて、すぐは見られないよねって言ったことを記憶しています。そもそも本来は議会で審議していたものを、我々がさらに見るって形で、ただ言い方変えると監査のようなものかねなんて話題にもなった記憶がありますが、先ほど事務局の方からもお話あった通り膨大な資料の中で、何かちょっと自分でトピックを見つけていただいて、ご意見頂戴していただければ事務局では良いという考えでよろしいですね。あるいは事務局の方からぜひこの部分について皆さんの意見を聞きたいというのがあれば案内のときに、トピックとしてお知らせいただくと、我々もちょっと動きやすいところがあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。この点について何かご質問等ございますでしょうか？

特によろしいですか。実際に見るとすごいことになっていると思っておりますので、気合入れてやんなきゃなんないかと思っております。よろしく願いいたします。

(6) その他

●中島会長 それでは、最後は（6）その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） その他については、4点お話をさせていただきます。

まず1点目としまして、

住民説明会・審議会等録画配信の施行実施についてでございますが、かねてより本会議にて検討している事項でありまして、今回から新しく委員に任命されている委員の方々もいらっしゃいますので、概要について簡単にご説明させていただきますと、住民説明会や審議会等を録画配信することにより参加、傍聴しやすい環境を整備することで、市民参加、情報共有の充実を図っていくことを目的としている取組でございます。令和7年5月から10月までの間、試行実施期間として市役所各部署で事務局を執り行っている説明会や会議について録画のご協力を求めています。本日の会議におきましても、録画させていただいておりますが、既に住民説明会で1つ、審議会でも4つの実績がございます。施行実施期間終了後に実績がまとまりましたら次回以降の会議でご報告させてい

たきます。

2点目としまして、出欠確認等の連絡および会議資料のペーパーレス化についてでございますが、会議の出欠確認や会議資料の提供につきまして、事前に電子メールにて送信させて頂きましたが、今後も基本的には、可能な限り電子メールで対応させていただきたいと考えております。

また、会議当日の資料につきましては、本日は委員改選後初の開催でございましたので、印刷資料とタブレットによる電子資料の両方をご用意させていただきましたが、次回以降につきましては、基本的には事務局でご用意したタブレット端末にて電子資料をご覧いただくこととさせていただきたいと思っております。なお、紙の資料をご希望される方には印刷資料を配布することも可能でございますので、個別に対応させていただきます。後日、電子メールにて資料提供の方法について伺わせていただきます。

3点目としまして、会議の開催時間についてでございますが、本日の会議は18時から開催させていただきます。

18時というのは、日中ご活躍されている方々が集まりやすい時間ということで想定して設定をしていたのですが、皆様の集まりに支障がなければ、次回以降、開催時間を変更して設定することも可能でございます。

こちらにつきましても、後日電子メールにてご希望の時間帯について伺わせていただきますのでご回答のほどよろしくお願いいたします。

4点目ですが、次回の会議日程についてということで、次回の日程はまだ現時点で定まっておりませんので、近づきましたら、ひと月前頃に日程の連絡をさせていただく形にて進めたいのですが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

ありがとうございます。

会議次第6の（6）その他については以上でございます。

●中島会長 ありがとうございます。

4点説明があったかと思えます。

1点目の住民説明会審議会等の録画配信についてはやはり住民説明会に参加する世代がもう固定化されているというところが過去に問題視されていて、忙しい方、出たくても出られない方のためには、そういったものもサービスとしてあった方がいいのではないかっていうのが話の発端でした。これも市の方が実現していただいている、我々写される側はちょっと緊張しますけれども、興味のある方が少しでも増えてくれればいいのかと思いますので、継続して続けていければよろしいかなと思っています。またこの場が広がっていくことが僕としても願っているところで、ぜひ他の部署にもお声掛けいただければと思います。

それから2点目のペーパーレス化についてなんですが今日の説明でもそうなのですが、これは事務局に要望なのですけれども、できれば説明のときに、吉田さんはうまくやってくれたのですが、あの何ページっていう言い方をしてくれると多分、結合資料で見るのが一番皆さん見やすいと思うのですね、全部合わさっている資料。そこのページ数を言うていただくようにしていただけると助かります。僕も迷ってページがどこかわからなくなることがあるので、そういう工夫をしていただけると大変ありがたいなと思いました。

3点目の会議の開催時間等についてですが、後ほど調査が回るということですが、これについては皆さんできる限り幅広でお答えいただいて、開始時間が遅くなればなるほど集まりやすくなるのですが、市の方の事務局の負担も増えてくると思いますので、できるだけ僕も含めて幅広で回答していければいいかなというふうに思います。ご協力よろしくお願いたします。

皆さんからその他事項4点について、何か質問等ございますでしょうか？

●奥村副会長 よろしいですか。録画配信なのですけれども、アクセス数とか、効果とか意見とかがもしあれば教えてください。

○事務局（五十嵐協働・男女平等参画室主任主事） ただいま、試行実施期間ということでございまして、インターネット公開している動画もまだ一部でございます。始めたばかりなので、集計等はしていないのですが、インターネットサイトのユーチューブに上げるという形で、閲覧数等は確認できる形になってございますので、試行実施期間終了後に、こちらからお話できればと思っております。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 参考程度にはなりますが、前年度部内で試行実施したときには、閲覧者数が大体100～200あたりが多かったというところでございます。

●中島会長 これは去年も話題に上がったのですけれども、閲覧数が多いから良い、少ないから駄目ということではなくて、市の姿勢として、こういうふうに公開していますよということを市民に伝えるということが大事だよ、というお話しが出たかと思えます。数が少ないからやめてしまおうという方向性に行かないように、できるだけ、最初は少なくとも少しずつカウントが増えていくような方向性で進めていただければ有難いなと思います。その他、どうでしょうか？

●溝渕委員 開催時間の方は特に問題ないのですけれども、個人的には一か月よりももう少し早くお知らせいただくと調整が付きやすいというところです。

それから、議事を遡るのはまた後で、という形になりますか？（6）以外のところもお話して良いですか？

●中島会長 とりあえず、（6）の部分はよろしいですか？では、遡ってお話お願いたします。

●溝渕委員 ありがとうございます。先ほどの（4）のところでお話できなかったのですが、企業との連携協定のマッチング等を市の方でされていて、素晴らしいと。ベースの部分の情報発信のところでもそうなのですが、素晴らしいと思いながらお伺いしました。例えば、市の方で目標の設定とか、それに対する進捗とか、もしくは課題感、展望というものを教えていただくと、何らかの情報提供や意見交換が可能かもしれないので、こちらの連携協定の方も恐らく増やすということだけではなくて、こういうところを重点におきたいという、数値を見るだけではない目標もあるかと思うので、是非教えていただければと思います。また先ほどの（3）のところと同じで、恐らく総合計画の中には含まれていないものだと思うのですが、他の施策よりも先駆けてそうした目標設定等いただくと、お話もしやすい部分があるかなと感じました。

あと行政評価の部分についても、これもベースの部分になるので、私たちがすべての事業を見るという話ではないと思うのですが、さっき少し触れたように苫小牧ならではの進めていくポイントというのが多分皆さんの中におありかと思うので、そうした部分にフォーカスしてその事業について色々な観点から見えていくということはあると思うので、少し抽出していただいて、拝見させていただく、それに対して色々な方からご意見をいただくというような作り方もあるかと思いましたので、もしそうした機会がありましたら、ご検討いただければと思います。

●中島会長 ありがとうございます。もし、本当に市の方から、これについて皆さんから意見を伺いたいというところがあれば、是非積極的に出していただくと有難いなと思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、終わらせていただきたいと思います。議事については以上となりますけれども、今もありませんが全体を通して何かご質問、ご意見等あればお伺いしようと思いますがいかがでしょうか。

【「ありません」という者あり】

●中島会長 よろしいですか。長畑さんなんかは今回初めて参加されましたけれども。

●長畑委員 あまりよくわかりません。そうなんだなって聞いている感じでした。すみません。

●中島会長 はい。多分そういうのが続くと思いますけど、多分本当にちょっとずつ何となくこういうこと言っているんだなということが見えてくると思うので、ぜひ積極的に、間違ってもいいので御発言いただければと思います。

●長畑委員 はい、ありがとうございます。

●溝渕委員 私も苫小牧のことをすごく詳しく知っているわけではないので、是非こうした場で実際に皆さん活動しているところで、自治ということ、まちづくりに関して課題を持っているのかというところは是非伺いたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

●中島会長 はい、ありがとうございます。それでは事務局の方もよろしいでしょうか？

それでは時間も大体予定の時間少し早く終われるかなと思いますけれども本日の会議これにて終了させていただきたいと申します。ご協力ありがとうございました。また次回よろしくお願いたします。